

Ⅲ 免許及び資格等の取得

教員免許のとりかた

本学の教職課程は「教育職員免許法」に基づいて、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校の教育職員養成を目的とし、そのために必要な単位を修得させるために設けられています。

1. 教員免許を取得するまで

- (1) 教育職員免許状を取得したい意向を所定の用紙で大学に届け出ること。
- (2) 卒業に必要な単位を修得し、学士の学位を有すること。
- (3) 卒業に必要な単位のうえに、教職課程科目である「教科及び教職に関する科目」、「養護及び教職に関する科目」、「栄養に係る教育及び教職に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」の必要単位を修得すること。
- (4) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における「教育実習」「養護実習」「栄養教育実習」は、これを履修して、良好な成績を収めること。
- (5) 小学校・中学校教諭免許状を取得する場合は、介護等体験が必要となる。
- (6) 県教育委員会に、教育職員免許状の授与申請を行うこと。

免許状授与権者である県教育委員会に申請する手続きは、卒業年次の12月上旬に免許状一括申請説明会を行い、大学が本人に代わって一括して行う。

ただし、免許状一括申請説明会に参加しなかった者は、各自がそれぞれの都道府県教育委員会に教育職員免許状の授与申請を行うこと。

2. 教員免許取得希望の登録

- (1) 教員免許取得を希望し、教職課程の履修をする者は、1年次に所定の用紙で教務課に届け出て、登録を完了しておかなければならない。
- (2) 登録後、教員志望を放棄または変更した場合は、速やかに登録取り消しまたは変更の届け出をする必要がある。(届け出用紙は教務課にある。) この届けを出した者の再登録は許されない。

3. 教職課程の履修

- (1) 一般総合科目

法学A	2単位	総合政策学科は、学科の専門教育科目「日本国憲法Ⅰ」2単位を修得
健康スポーツA	1単位	これら3科目より2単位選択必修 ・児童学科は、「健康スポーツA」と「スポーツ科学理論」を修得
健康スポーツB	1単位	
スポーツ科学理論	1単位	
英語A①	1単位	
英語A②	1単位	
情報処理	2単位	・看護学科は、学科の専門教育科目「情報処理・統計学」2単位と、「医療ICT論」1単位の計3単位を修得
合計	8単位	看護学科は9単位必要

- (2) 「教科及び教職に関する科目」、「養護及び教職に関する科目」、「栄養に係る教育及び教職に関する科目」
本学における教育職員免許状取得に必要な「教科及び教職に関する科目」、「養護及び教職に関する科目」、「栄養に係る教育及び教職に関する科目」は、別表9の表のとおりである。

別表9 教科及び教職に関する科目、養護及び教職に関する科目、栄養に係る教育及び教職に関する科目

第一欄	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	免許状の種類					
			幼稚園教諭	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	養護教諭	栄養教諭
			1種 単位数	1種 単位数	1種 単位数	1種 単位数	1種 単位数	1種 単位数
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	(人間生活学部児童学科の科目より履修)	14					
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む)	保育援助論	2					
		保育内容(表現)A	1					
		保育内容(表現)B	1					
		保育内容(人間関係)A	1					
		保育内容(人間関係)B	1					
		保育内容(健康)A	1					
		保育内容(健康)B	1					
		保育内容(言葉)A	1					
		保育内容(言葉)B	1					
		保育内容(環境)A	1					
保育内容(環境)B	1							
第二欄	教科に関する専門的事項【小】	(人間生活学部児童学科の科目より履修)		10				
	教科に関する専門的事項【中高】	(各学科の科目より履修)			※21~26	※30~36		
	各教科の指導法【小、中・高】 (情報通信技術の活用を含む)	家庭科教育法Ⅰ		2	2	2		
		家庭科教育法Ⅱ			2	2		
		家庭科教育法Ⅲ			2	(2)		
		家庭科教育法Ⅳ			2	(2)		
		保健科教育法Ⅰ			2	2		
		保健科教育法Ⅱ			2	2		
		保健科教育法Ⅲ			2	(2)		
		保健科教育法Ⅳ			2	(2)		
		音楽科教育法Ⅰ		2	2	2		
		音楽科教育法Ⅱ			2	2		
		音楽科教育法Ⅲ			2	(2)		
		音楽科教育法Ⅳ			2	(2)		
		理科教育法		2				
		国語科教育法Ⅰ		2	2	2		
		国語科教育法Ⅱ			2	2		
		国語科教育法Ⅲ			2	(2)		
		国語科教育法Ⅳ			2	(2)		
		英語科教育法Ⅰ			2	2		
		英語科教育法Ⅱ			2	2		
		英語科教育法Ⅲ			2	(2)		
		英語科教育法Ⅳ			2	(2)		
		社会科教育法Ⅰ		2	2			
		社会科教育法Ⅱ			2			
		社会科教育法Ⅲ			2			
		社会科教育法Ⅳ			2			
		算数科教育法		2				
		生活科教育法		2				
		図画工作科教育法		2				
		体育科教育法		2				
		外国語科教育法		2				

第 欄	教育職員免許法施行規則に定める 科目区分等	授業科目	免許状の種類						
			幼稚園教諭	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	養護教諭	栄養教諭	
			1種 単位数	1種 単位数	1種 単位数	1種 単位数	1種 単位数	1種 単位数	
第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	書道科教育法Ⅰ				2			
		書道科教育法Ⅱ				2			
		公民科教育法Ⅰ				2			
		公民科教育法Ⅱ				2			
		技術科教育法Ⅰ			2				
		技術科教育法Ⅱ			2				
		技術科教育法Ⅲ			2				
		技術科教育法Ⅳ			2				
		工業科教育法Ⅰ				2			
		工業科教育法Ⅱ				2			
		地理歴史科教育法Ⅰ				2			
		地理歴史科教育法Ⅱ				2			
		情報科教育法Ⅰ				2			
		情報科教育法Ⅱ				2			
		福祉科教育法Ⅰ				2			
		福祉科教育法Ⅱ				2			
第 二 欄	養護に関する科目	・ 衛生学・公衆衛生学 (予防医学を含む) ・ 学校保健 ・ 養護概説 ・ 健康相談活動の理論・健康相談活動の方法 ・ 栄養学(食品学を含む) ・ 解剖学・生理学 ・ 「微生物学, 免疫学, 薬理概論」 ・ 精神保健 ・ 看護学(臨床実習及び救急処置を含む)	(人間生活学部人間生活 学科の科目より履修)				30		
			(人間生活学部心理学 科の科目より履修)				29		
			(保健福祉学部看護学科 の科目より履修)				34		
第 二 欄	栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	学校栄養指導論					2	
		幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項							
		食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項	学校食育指導論					2	
合 計			26	30	29~	34~	29~	4	
第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	2	2	2	2	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む)	教職概論	2	2	2	2	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む)	教育社会学	2	2	2	2	2	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	(2)	(2)	2	2	2	2
			児童心理学	2	2				
			青年心理学			(2)	(2)	(2)	(2)
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	2	2	2	2	2	2
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む)	教育課程総論	2	2	2	2	2	2		

第 欄	教育職員免許法施行規則に定める 科目区分等	授業科目	免許状の種類						
			幼稚園教諭	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	養護教諭	栄養教諭	
			1種	1種	1種	1種	1種	1種	
			単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	
第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育		2	2			
		総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2	2	2		
		特別活動の指導法							
		道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法（道徳教育を含む）					2	2
		教育の方法及び技術	初等教育方法論	2	(2)				
			教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）	2	2	2	2	2	2
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法							
		幼児理解の理論及び方法	幼児理解	1					
		生徒指導の理論及び方法	生徒指導（進路指導を含む）						
				進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		2	2	2	2
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法	教育相談（カウンセリングを含む）	2	2	2	2	2	2		
第 五 欄	教育実践に関する科目	教育実習	事前・事後指導	1	1	1	1	1	1
			教育実習（初等教育）Ⅰ	2	2				
			教育実習（初等教育）Ⅱ	2	2				
			教育実習（中等教育）Ⅰ			2	2		
			教育実習（中等教育）Ⅱ			2			
		養護実習	養護実習Ⅰ					2	
			養護実習Ⅱ					2	
		栄養教育実習	栄養教育実習						1
		教職実践演習	保育・教職実践演習（幼・小）	2	2				
			教職実践演習（中・高）			2	2		
教職実践演習（養護教諭）						2			
教職実践演習（栄養教諭）							2		
第 六 欄	大学が独自に設定する科目	児童英語活動指導法		(2)					
		人権教育	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)		
		介護等体験実習		1	1				
		学校ボランティア実践					(1)		
		家庭電気・機械				(2)			
		情報科学				(2)			
		コンピュータ演習Ⅰ				(2)			
合 計			26	30	30	25	27	24	
本学での最低修得単位数			52	60	59～64	59～65	56～61	28	

(注意) (1) 中学校教諭, 高等学校教諭の欄における教科教育法の単位は, 取得しようとする免許教科の教育法を, 中1種免は8単位, 高1種免は4単位修得しなければならない。

(2) ※の最低修得単位数は学科により異なるので専門教育科目《履修上の注意》を確認すること。

(3) 第六欄「大学が独自に設定する科目」のうち, 「家庭電気・機械」「情報科学」「コンピュータ演習Ⅰ」は高等学校教諭の家庭科のみに該当する。詳細は各学科の頁を参照のこと。

- ① 中・高における教科教育法の単位は、取得しようとする免許教科ごとに修得しなければならない。
- ② 小学校1種免許における「教科教育法に関する科目」は小学校の10教科〔国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語〕を各2単位以上修得を要する。
- ③ 教育実習の「事前・事後指導」はそれぞれの免許に対応したものを修得すること。幼稚園・小学校免許は教育実習（初等教育）に対応した「事前・事後指導」を、中学校・高等学校の免許は教育実習（中等教育）に対応した「事前・事後指導」を、養護教諭免許は養護実習に対応した「事前・事後指導」を、栄養教諭免許は栄養教育実習に対応した「事前・事後指導」を修得すること。
- (3) 「教育実習、養護実習、栄養教育実習」「介護等体験」「履修カルテ」
 - ① 教育実習は、3年次後期～4年次に実施する。
 - ② 各学科の「教育実習受講資格」に定められている科目の単位を修得しておくこと。
 - ③ 教育実習などの履修に際しては、「教育実習の手引」に記載されている事項及び「学外実習上の注意事項」を守ること。
 - ④ 教育実習で、小学校、幼稚園についてはそれぞれ4単位、及び事前・事後指導1単位計5単位となっているが、幼、小両方の免許状を取得したい場合は、教育実習を幼、小それぞれ2単位ずつとする。
 - ⑤ 介護等体験については、原則として2年次で実施することになっているが「教職免許のとりかた」の「介護等体験特例法に関する体験」を参照のこと。
 - ⑥ 「教職実践演習」受講条件である「教職履修カルテ」の継続した記録を行っていること。

4. 介護等体験特例法に関する体験

平成10年度からの入学者で小学校及び中学校の教育職員免許状を取得する希望者には、介護等体験が義務づけられました。

この法律は平成9年6月18日に「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）として公布、平成10年4月1日から施行され、略して「介護等体験特例法」といわれます。

(1) 制定の趣旨

制定の趣旨は、「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることに重点を置くとともに、教員としての資質の向上、義務教育の一層の充実を図る観点から定めた」とされております。

(2) 介護等体験の必要日数

省令、告示で定められた社会福祉施設等で5日間、特別支援学校で2日間、合計7日間とされています。7日間を超えて体験を行っても差し支えありません。

〈文部科学大臣が定めた施設は、次のとおりです。〉

- ・児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設他
- ・老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム他
- ・介護保険法に規定する介護老人保健施設
- ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター
- ・生活保護法に規定する救護施設、更生施設、授産施設
- ・その他文部科学大臣が認める施設

(3) 介護等体験の内容

このことについては、障害者、高齢者等に対する介護、介助、話相手、散歩の付添いなどの交流体験や掃除、洗濯、受入施設の職員に必要な業務の補助等とされています。それぞれの施設や特別支援学校で体験内容が具体的に示されます。

(4) 介護等体験についての事前指導

体験前にはオリエンテーションを実施し、体験の心得や体験内容に対する予備知識、全体的な諸注意を行いますので必ず受講してください。

(5) 証明書の受領と保管

教育職員免許状の申請には、介護等体験に関する証明書を添付します。それぞれの体験機関において、規定の様式による証明書が交付されますので、紛失しないように保管をしてください。

「教職実践演習」と『教職履修カルテ』の作成について

「教職実践演習」は、最終学年の後期に開講される科目で、教員として必要な知識・技能を修得したことを確認するための総まとめとして位置づけられており、教員免許状を取得する学生が履修することを義務づけられている必修科目です。この科目では、これまでの学修で身につけた教員に求められる資質・能力を確認し、補うことを目的としています。

『教職履修カルテ』は、教員免許状を取得しようとする学生が教職に関する科目の履修履歴を確認し、成果と課題、教職キャリアの状況、自己評価等を記録して、主体的に教職に向けての学びを行うために活用するカルテです。

『教職履修カルテ』は1年生入学時より継続して作成し、最終学年の後期に実施される「教職実践演習」を受講する前に、自らの教職実践力を知り、課題となる事項について確認するために用います。したがって、教員免許状を取得する学生は「教職実践演習」の履修の前に必ず『教職履修カルテ』を作成しておかなければなりません。

『教職履修カルテ』の内容について

本学の『教職履修カルテ』は電子化されており、コンピューターで管理・保存しています。

ポータルからのリンクから確認と記入ができます。

『教職履修カルテ』の内容は、次のとおりです。

- 教職選択
- 教職に関する科目
- 教職キャリアの状況
- 自己評価シート

『教職履修カルテ』の作成について

- 1 教員をめざす1年生の皆さんは、希望する免許状を選択して登録してください。
- 2 「教職キャリアの状況」のページに、ボランティア活動や研修会への参加、その他の活動の経験がある人はその都度記入してください。また、教育実習や学外実習の記録もその都度記入してください。
- 3 前期及び後期の試験が終わったら、その結果を見て「教職に関する科目の成果と課題」を記入してください。
- 4 各学期末には「自己評価シート」に自己評価を記入して、年度末にはコメントを書いてください。
- 5 年度末の自己評価をふまえて次年度の目標を設定し、学修に取り組んでください。
- 6 最終学年は、前期の終わりに「自己評価シート」に自己評価を記入して、コメントを書いてください。最終学年についても、後期終了まで入力してください。
- 7 「教職に関する科目の成果と課題」、「自己評価シート」は、必ず履修した年度内に記入を完了してください。（年度が変わると記入ができなくなります。）

教職員の役割について

- 1 教職員は教員をめざす学生に対して、『教職履修カルテ』を活用して指導と支援を行う。
- 2 教員免許状を取得できる学部、学科の担任・チューターは、『教職履修カルテ』を閲覧し、学生に対して記入指導を行う。
- 3 教員免許状を取得できる学部、学科の担任・チューターは、『教職履修カルテ』の学生の記入事項を確認・チェックし、自己評価に対してコメントを記入する。
- 4 「教職実践演習」の授業担当教員は、『教職履修カルテ』を閲覧して指導・評価等を行う。

「教職実践演習」の履修には『教職履修カルテ』の作成が必須であり、授業開講までに作成を完了することが、「教職実践演習」の受講の条件となります。

専修免許状のとりかた

1. 専修免許状

本学の専攻科および大学院では、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する所定の単位を修得したとき専修免許状が取得できます。免許状の種類、教科は以下のとおりです。

(1) 専攻科

専攻科	専攻	取得できる免許状	
		種類	教科
音楽専攻科	器楽専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽
	声楽専攻		
人間生活学専攻科	人間生活学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	家庭
		養護教諭専修免許状	
	児童学専攻	小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状	

(2) 大学院

専攻科	専攻	取得できる免許状	
		種類	教科
文学研究科	地域文化専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語 英語
		中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
工学研究科	システム制御 工学専攻	中学校教諭専修免許状	技術
		高等学校教諭専修免許状	工業
	ナノ物質工学専攻	中学校教諭専修免許状	技術
		高等学校教諭専修免許状	工業
人間生活学研究科	食物学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	家庭
		栄養教諭専修免許状	
	生活環境情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
	児童学専攻	小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状	

2. 専修免許状取得に必要な授業科目等について

- (1) 徳島文理大学専攻科については、次の参考資料（授業科目及び単位数）を参照してください。
- (2) 徳島文理大学大学院については、次の参考資料を参照してください。

(参考資料) 音楽専攻科授業科目および単位数

専攻部門	授業科目	単位	教員専修免許		音楽療法士
			中(音楽)	高(音楽)	専修
器楽専攻	専攻実技	8	○	○	○
	作品研究	(4)	○	○	
	修了演奏	(10)	○	○	
	室内楽	(4)	○	○	
	管弦合奏	(4)	○	○	
	指揮法	(4)	○	○	
	音楽特論	4	○	○	○
	音楽療法インターンシップ	(8)			○
	修了プレゼンテーション	(6)			○
	心理統計学	(2)			○
	心理療法	(2)			○
声乐専攻	専攻実技	8	○	○	
	作品研究	4	○	○	
	修了演奏	10	○	○	
	発音法講義	(4)	○	○	
	重唱	(4)	○	○	
	指揮法	(4)	○	○	
	音楽特論	4	○	○	

修了に必要な単位数は、器楽専攻は、必修12単位及び選択科目を含め30単位以上、声乐専攻は、必修26単位及び選択科目を含め30単位以上とする。

中一種免(音楽)、高一種免(音楽)所有者で、中学校専修免(音楽)、高校専修免(音楽)を取得しようとする者は、各専攻ごとに○印の科目から、24単位以上を取得すること。

音楽療法士(専修)の称号を取得しようとする者は、○印の科目、計30単位を取得すること。

(参考資料) 人間生活学専攻科授業科目および単位数

専攻部門	授業科目	単位	教員専修免許		
			中(家庭)	高(家庭)	養護
人間生活学専攻	生活経営学特論(家庭経済学を含む)	(2)	○	○	
	家族関係学特論	(2)	○	○	
	生活福祉学特論	(2)	○	○	
	栄養学特論 A	(2)	○	○	
	食品学特論	(2)	○	○	
	調理学特論	(2)	○	○	
	調理学特別実習	(1)	○	○	
	被服材料学特論	(2)	○	○	
	被服構成学特論	(2)	○	○	
	被服構成学特別実習	(1)	○	○	
	被服管理学特論	(2)	○	○	
	住居学特論	(2)	○	○	
	住居環境学特論	(2)	○	○	
	保育学特論(家庭看護を含む)	(2)	○	○	
	公衆衛生学特論(予防医学を含む)	(2)			○
	衛生学特論	(2)			○
	学校保健特論	(2)			○
	養護特論	(2)			○
	栄養学特論 B(食品学を含む)	(2)			○
	解剖生理学特論	(2)			○
	微生物学特論	(2)			○
	薬理学特論	(2)			○
	精神保健学特論	(2)			○
	看護学特論 I	(2)			○
	看護学特論 II	(2)			○
	看護学特論 III	(2)			○
	看護学特別実習(救急処置を含む)	(1)			○
	文献講読 I	(1)			
文献講読 II	(1)				
修了研究	6				

修了に必要な修得単位数は、修了研究 6 単位と選択科目 () を含め 30 単位以上とする。

中一種免(家庭)、高一種免(家庭)及び養護教諭一種免所有者で、中学校専修免(家庭)、高等学校専修免(家庭)並びに養護教諭専修免を取得しようとする者は、各欄○印の科目から 24 単位以上を修得すること。

Ⅲ
免許及び資格
等の取得

専攻部門	授業科目	単位	教員専修免許	
			幼	小
児童学専攻	児童文化学特論	(2)	○	
	児童文学特論	(2)	○	
	児童健康科学特論	〈2〉	○	
	児童と科学教育特論	(2)		○
	児童と算数科教育特論	(2)		○
	児童の表現活動演習ⅠA (図 画 工 作)	〈2〉	○	
	児童の表現活動演習ⅠB (図 画 工 作)	(2)		○
	児童の表現活動演習ⅡA (音 楽)	〈2〉	○	
	児童の表現活動演習ⅡB (音 楽)	(2)		○
	児童と体育活動	(2)		○
	児童と小学校英語	(2)		○
	児童心理学特論	(2)	○	○
	児童のための心理検査法	(2)	○	○
	児童教育と情報処理	〈2〉	○	○
	教 育 相 談	(2)		○
	特別支援教育特論	(2)	○	○
	児童教育方法演習	(2)	○	○
	生涯教育と児童教育特論	(2)	○	○
	家庭教育論特論	〈2〉	○	○
	特別活動特論	(2)		○
児童福祉制度特論	(2)	○	○	
文献講読演習	(2)			
修了研究	6			

修了に必要な修得単位数は、必修科目（修了研究）6単位と選択必修科目〈 〉4単位以上及び選択科目（ ）を含め30単位以上とする。

幼一種免、小一種免所有者で幼稚園及び小学校の専修免許状を取得しようとする者は、○印の科目から、計24単位以上を修得すること。

(参考資料) 人間生活学研究科食物学専攻博士前期課程授業科目および単位数

授 業 科 目	単位数	教員専修免許	
		中・高(家庭)	栄 養
食 品 生 化 学 特 論 I	2		○
食 品 生 化 学 特 論 II	2		○
食 品 生 化 学 特 別 実 習	1		○
食 品 材 料 化 学 特 論 I	2	○	
食 品 材 料 化 学 特 論 II	2	○	
食 品 材 料 化 学 特 別 実 習	1	○	
食 品 学 特 論 I	2	○	
食 品 学 特 論 II	2	○	
食 品 学 特 別 実 習	1	○	
食 品 衛 生 学 特 論 I	2	○	
食 品 衛 生 学 特 論 II	2	○	
食 品 衛 生 学 特 別 実 習	1	○	
食 品 分 子 生 理 学 特 論 I	2	○	
食 品 分 子 生 理 学 特 論 II	2	○	
食 品 分 子 生 理 学 特 別 実 習	1	○	
調 理 科 学 特 論 I	2	○	
調 理 科 学 特 論 II	2	○	
調 理 科 学 特 別 実 習	1	○	
病 態 栄 養 学 特 論 I	2		○
病 態 栄 養 学 特 論 II	2		○
病 態 栄 養 学 特 別 実 習	1		○
栄 養 化 学 特 論 I	2		○
栄 養 化 学 特 論 II	2		○
栄 養 化 学 特 別 実 習	1		○
栄 養 生 理 学 特 論 I	2		○
栄 養 生 理 学 特 論 II	2		○
栄 養 生 理 学 特 別 実 習	1		○
分 子 栄 養 学 特 論 I	2		○
分 子 栄 養 学 特 論 II	2		○
分 子 栄 養 学 特 別 実 習	1		○
食 物 学 特 別 演 習	※ 1		
食 物 学 特 論 実 習	※ 1		
特 別 研 究	※ 12		

※は必修 他は選択

中学校・高等学校教諭1種免許状(家庭)、栄養教諭1種免許状所有者で、それぞれの専修免許状を取得するためには、○印を付した科目を24単位以上含み選択修得しなければならない。但し、教員として3年以上の勤務経験のある者は、15単位以上で専修免許を取得することができる。

(参考資料) 人間生活学研究科生活環境情報学専攻博士前期課程授業科目および単位数

授 業 科 目		単 位 数	教員専修 免 許	授 業 科 目		単 位 数	教員専修 免 許
			高 (情報)				高 (情報)
生 活 科 学 分 野	生活文化特論Ⅰ	2		情 報 科 学 分 野	生活情報システム特論Ⅰ	2	○
	生活文化特論Ⅱ	2			生活情報システム演習Ⅰ	1	○
	生活経営学特論Ⅰ	2			生活情報システム特論Ⅱ	2	○
	生活経営学演習Ⅰ	1			生活情報システム演習Ⅱ	1	○
	生活経営学特論Ⅱ	2			生活情報学特論Ⅰ	2	○
	生活経営学演習Ⅱ	1			生活情報学演習Ⅰ	1	○
	生活経済学特論Ⅰ	2			生活情報学特論Ⅱ	2	○
	生活経済学演習Ⅰ	1			生活情報学演習Ⅱ	1	○
	生活経済学特論Ⅱ	2			地域・市場調査特論	2	
	生活経済学演習Ⅱ	1			地域・市場調査演習Ⅰ	1	
	生活行政学特論Ⅰ	2			地域・市場調査演習Ⅱ	1	
	生活行政学演習Ⅰ	1			関 連 科 目	家 政 学 特 論	2
	生活行政学特論Ⅱ	2		被 服 学 特 論		2	
	生活行政学演習Ⅱ	1		栄 養 学 特 論		2	
	運動生理学特論	2		食 品 学 特 論		2	
	運動生理学演習	1		住 居 学 特 論		2	
			統 計 数 学 特 論 Ⅰ	2		○	
自 然 科 学 分 野	衣生活環境学特論Ⅰ	2		統 計 数 学 演 習 Ⅰ	1	○	
	衣生活環境学特論Ⅱ	2		統 計 数 学 特 論 Ⅱ	2	○	
	食生活環境学特論Ⅰ	2		統 計 数 学 演 習 Ⅱ	1	○	
	食生活環境学特論Ⅱ	2		情 報 機 器 演 習	1	○	
	住生活環境学特論Ⅰ	2	○	特 別 研 究	※8		
	住生活環境学特論Ⅱ	2	○				
	環境情報学特論Ⅰ	2	○				
	環境情報学演習Ⅰ	1	○				
環境情報学特論Ⅱ	2	○					
環境情報学演習Ⅱ	1	○					

※は必修 他は選択

中学校・高等学校教諭1種免許状（情報）所有者で、それぞれの専修免許状を取得するためには、○印を付した科目を24単位以上含み選択修得しなければならない。

(参考資料) 人間生活学研究科児童学専攻博士前期課程授業科目および単位数

授 業 科 目		単 位 数	教員専修 免 許	
			幼	小
基 礎 科 目	人 間 形 成 学 特 論 I	2	○	
	人 間 形 成 学 特 論 II	2		○
	人 間 形 成 学 演 習	1	○	
	家 族 関 係 学 特 論 I	2	○	
	家 族 関 係 学 特 論 II	2		○
	家 族 関 係 学 演 習	1	○	
	児 童 保 健 学 特 論 I	2	○	
	児 童 保 健 学 特 論 II	2		○
	児 童 保 健 学 演 習	1		○
児 童 教 育 学	児 童 教 育 学 特 論 I	2	○	○
	児 童 教 育 学 特 論 II	2	○	○
	児 童 教 育 学 演 習	1	○	○
	児 童 実 践 教 育 学 特 論 I	2	○	○
	児 童 実 践 教 育 学 特 論 II	2	○	○
	児 童 実 践 教 育 学 演 習	1	○	○
	児 童 教 育 方 法 論 特 論 I	2	○	○
	児 童 教 育 方 法 論 特 論 II	2	○	○
	児 童 教 育 方 法 論 演 習	1	○	○
	特 別 支 援 教 育 学 特 論 I	2	○	○
	特 別 支 援 教 育 学 特 論 II	2	○	○
	特 別 支 援 教 育 学 演 習	1	○	○
	児 童 教 育 相 談 演 習 I	1	○	○
児 童 教 育 相 談 演 習 II	1	○	○	
特 別 研 究	※8			

※は必修 他は選択

幼稚園教諭1種免許状・小学校教諭1種免許状所有者で、それぞれの専修免許状を取得するためには、○印を付した科目を24単位以上含み選択修得しなければならない。

(参考資料) 文学研究科地域文化専攻博士前期課程授業科目および単位数

授 業 科 目	単 位 数	教 員 専 修 免 許			
		中・高(国語)	中・高(英語)	中(社会)	高(地理歴史)
地 域 文 化 学 特 講 I・II	各2				
地 域 文 化 学 演 習	4				
地 域 文 化 史 特 講 I・II	各2			○	○
地 域 文 化 史 演 習	4			○	○
都 市 地 域 学 特 講 I・II	各2			○	○
都 市 地 域 学 演 習	4			○	○
地 域 地 形 学 特 講 I・II	各2			○	○
地 域 地 形 学 演 習	4			○	○
比 較 文 化 特 講 I・II	各2		○		
比 較 文 化 演 習	4		○		
言 語 文 化 史 特 講 A I・II, B I・II	各2	○			
言 語 文 化 史 演 習	4	○			
地 域 考 古 学 特 講 I・II	各2			○	○
地 域 考 古 学 演 習	4			○	○
地 域 史 特 講 I・II	各2			○	○
地 域 史 演 習	4			○	○
地 域 情 報 論 特 講 I・II	各2				
地 域 情 報 論 演 習	4				
言 語 情 報 論 特 講 I・II	各2				
言 語 情 報 論 演 習	4				
言 語 学 特 講 I・II	各2		○		
言 語 学 演 習	4		○		
国 語 学 特 講 I・II	各2	○			
国 語 学 演 習	4	○			
英 語 学 特 講 A I・II	各2				
英 語 学 特 講 B I・II	各2		○		
英 語 学 演 習	4		○		
日 本 文 学 特 講 A I・II, C I・II, D I・II	各2	○			
日 本 文 学 特 講 B I・II	各2				
日 本 文 学 演 習	4	○			
英 文 学 特 講 A I・II	各2		○		
英 文 学 特 講 B I・II	各2				
英 文 学 演 習	4		○		

中一種、高一種免許状所有者で、それぞれの専修免許状を取得しようとする者は、○印の科目から計24単位以上を修得しなければならない。

(参考資料) 工学研究科システム制御工学専攻博士前期課程授業科目および単位数

授 業 科 目		単 位 数	教員専修免許			
			中(技術)	高(工業)		
専 門 教 育 科 目	システム 制御基礎	制 御 工 学 特 論 I	2	○	○	
		制 御 工 学 特 論 II	2	○	○	
		シ ス テ ム 工 学 特 論 I	2	○	○	
		シ ス テ ム 工 学 特 論 II	2		○	
		シ ス テ ム 制 御 工 学 特 論	2			
		電 子 情 報 通 信 基 礎 工 学 特 論	2	○	○	
		信 頼 性 工 学 特 論	2	○	○	
	システム 計測制御		生 産 シ ス テ ム 制 御 工 学 特 論	2		○
			生 体 計 測 制 御 工 学 特 論	2	○	○
			熱 流 体 計 測 工 学 特 論	2	○	○
			環 境 計 測 工 学 特 論	2		
			電 子 計 測 制 御 工 学 特 論	2	○	○
システム 情報計測		計 算 機 工 学 特 論	2	○	○	
		情 報 伝 送 工 学 特 論	2	○	○	
		光 画 像 工 学 特 論	2	○	○	
		情 報 シ ス テ ム 工 学 特 論	2	○	○	
システム 制御応用 システム 制御特別 演 習 システム 制御特別 実 験	システム 制御応用	流 体 振 動 制 御 工 学 特 論	2	○	○	
		交 通 輸 送 制 御 工 学 特 論	2		○	
		産 業 ロ ボ ッ ト 工 学 特 論	2	○	○	
		自 然 環 境 シ ス テ ム 工 学 特 論	2			
	システム 制御特別 演 習		環 境 シ ミ ュ レ ー シ ョ ン 実 験	2		
			プ ロ セ ス 制 御 ・ 機 械 工 学 実 験	2		
			生 体 医 用 応 用 工 学 実 験	2		
	システム 制御特別 実 験		振 動 ・ 制 御 力 学 演 習	2		
			品 質 管 理 シ ミ ュ レ ー シ ョ ン 演 習	2		
			シ ス テ ム 制 御 工 学 演 習	2		
システム制御 工 学 関 連 科 目		応 用 力 学 特 論	2	○	○	
		機 械 振 動 工 学 特 論	2	○	○	
		機 械 材 料 工 学 特 論	2	○	○	
		電 子 材 料 工 学 特 論	2	○	○	
		エ ネ ル ギ ー 変 換 工 学 特 論	2	○	○	
		デ ー タ サ イ エ ン ス 特 論	2	○	○	
シ ス テ ム 制 御 ゼ ミ ナ ー ル		※4				
シ ス テ ム 制 御 特 別 研 究		※8				

※は必修 他は選択

- (1) 修了に必要な要件は、必修12単位を含み、30単位以上を修得し、かつ修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。
- (2) ただし、修了に必要な選択科目の単位には、工学研究科の他専攻博士前期課程の選択科目を履修して単位修得した場合は、4単位まで含めることができる。

中一種、高一種免許状所有者で、それぞれ専修免許状を取得しようとする者は、○印を付した科目から選択履修し、計24単位以上を修得しなければならない。

(参考資料) 工学研究科ナノ物質工学専攻博士前期課程授業科目および単位数

授 業 科 目			単 位 数	教員専修免許		
				中(技術)	高(工業)	
ナ ノ 物 質 工 学 専 門 科 目	材 料 科 学 系	光物質工学分野	光物性工学特論 I	2	○	○
			光ナノ物質工学特論 I	2	○	○
			光情報材料工学特論 I	2	○	○
	ナノ材料工学分野	ナノ高分子工学特論 I	2	○	○	
		電子材料工学特論 I	2	○	○	
		ナノ薄膜工学特論 I	2	○	○	
	生 命 科 学 系	微生物工学分野	酵素工学特論 I	2	○	○
			分子遺伝学特論 I	2	○	○
			遺伝子工学特論 I	2	○	○
		薬科学分野	先進医療薬学特論 A	2		
先進医療薬学特論 B			2			
生物薬学特論 A			2			
生物薬学特論 B			2			
創薬科学特論 A	2					
創薬科学特論 B	2					
疾病薬学特論 A	2					
疾病薬学特論 B	2					
ナノ物質工学特別講義	光物質工学特別講義	2		○		
	微生物工学特別講義	2		○		
	ナノ材料工学特別講義	2		○		
ナノ物質工学関連科目	データサイエンス特論	2	○	○		
	物理化学特論 I	2	○	○		
	応用数学特論 I	2	○	○		
	工学英語	2				
ナノ物質工学ゼミナール I			※4			
ナノ物質工学特別研究 I			※12			

※は必修 他は選択

- (1) 修了に必要な要件は、必修16単位を含み、30単位以上を修得し、かつ修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。
- (2) ただし、修了に必要な選択科目の単位には、工学研究科の他専攻博士前期課程の選択科目を履修して単位修得した場合は、4単位まで含めることができる。

中一種、高一種免許状所有者で、それぞれ専修免許状を取得しようとする者は、○印を付した科目から選択履修し、計24単位以上を修得しなければならない。